4　内国制度の直接利用

4.1　原則として、指定された事業体は、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により他の指定された事業体が利用することができるようにする。名あて側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体が直接利用の条件を満たしているか否かを判断する。

4.2　目標制度に参加している国の指定された事業体は、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により他の指定された事業体が利用することができるようにする。

4.3　新たに目標制度に参加する国の指定された事業体は、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により他の指定された事業体が利用することができないようにすることを選択できる。この場合において、当該新たに目標制度に参加する国の指定された事業体は、二年の試験的な期間の間、相互主義に基づき、内国制度の条件を限られた数の指定された事業体が利用することができるようにすることができる。当該期間が満了した後、当該新たに目標制度に参加する国の指定された事業体は、内国制度の条件を利用することができなくするか、その後は内国制度の条件をすべての指定された事業体が継続的に利用することができるようにするかのいずれかを選択しなければならない。また、新たに目標制度に参加する国の指定された事業体は、目標制度に参加している国の指定された事業体に対し、内国制度の条件の適用を要求する場合には、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件によりすべての指定された事業体が利用することができるようにしなければならない。

4.4　移行制度に参加している国の指定された事業体は、他の指定された事業体に対し、内国制度の条件を利用することができなくすることを選択できる。この場合において、当該移行制度に参加している国の指定された事業体は、二年の試験的な期間の間、相互主義に基づき、内国制度の条件を限られた数の指定された事業体が利用することができるようにすることができる。当該期間が満了した後、当該移行制度に参加している国の指定された事業体は、内国制度の条件を利用することができなくするか、その後は内国制度の条件をすべての指定された事業体が継続的に利用することができるようにするかのいずれかを選択しなければならない。

5　到着料は、名あて国における業務の質に係る達成度に基づくものとする。郵便業務理事会は、監視システムに参加することを奨励し、及び業務の質に関する目標を達成した指定された事業体に報いるため、次条及び第二十九条に定める補償金に加えて追加の補償金の支払を認めることができる。また、同理事会は、業務の質が不十分な場合には、補償金を減額することができる。ただし、補償金は、これらの条に定める最低の補償金を下回ることはできない。

6　指定された事業体は、1に規定する補償金の全部又は一部を放棄することができる。

7　M郵袋について適用する到着料率は、その重量一キログラムにつき〇・七九三ＳＤＲとする。重量が五キログラム未満のM郵袋については、到着料の計算においては重量五キログラムとみなす。

8　書留郵便物一通当たりの追加の補償金は、二千十年及び二千十一年については〇・五五ＳＤＲ、二千十二年及び二千十三年については〇・六ＳＤＲとする。保険付郵便物一通当たりの追加の補償金は、二千十年及び二千十一年については一・一ＳＤＲ、二千十二年及び二千十三年については一・二ＳＤＲとする。郵便業務理事会は、提供される業務が通常郵便に関する施行規則に定める追加的な特性を含む場合には、これらの業務及び他の補足的な業務のために補償金の補足を認めることができる。

9　指定された事業体は、二者間又は多数者間の取決めにより、到着料の勘定の決済につきその他の補償方式を適用することができる。

10　指定された事業体は、任意に、優先郵便物の到着料率に十パーセントの割引率を適用した到着料率で、非優先郵便物を交換することができる。

11　指定された事業体は、任意に、割引された到着料率で、型ごとに区分された郵便物を交換することができる。

12　目標制度に参加している国の指定された事業体の間で適用される規定は、目標制度に参加する旨の希望を表明する国であって移行制度に参加しているものの指定された事業体について適用する。郵便業務理事会は、通常郵便に関する施行規則において暫定的な措置を定めることができる。目標制度に関するすべての規定は、新たに目標制度に参加する国の指定された事業体であって、暫定的な措置を経ずに当該すべての規定を適用する旨の希望を表明するものについて適用することができる。

第二十八条　目標制度に参加している国の指定された事業体の間における郵便物の流れに適用される到着料についての規定

1　通常郵便物（大量郵便物を含み、M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く。）の補償金は、名あて国における取扱いの費用を反映した一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。当該費用は、内国料金と関係を有するものでなければならない。この料率の計算については、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従って行う。

2　国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、通常郵便に関する施行規則に定めるところによる。

3　一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率は、内国制度における二十グラムの優先書状の料金に二千十年より前に目標制度に参加した国については七十パーセント、二千十年又は二千十二年に目標制度に参加する国（新たに目標制度に参加する国）については百パーセントを乗じて得られたものとする。

4　郵便業務理事会は、二千九年及び二千十年において、外国から到着する郵便物の取扱いの費用に関する調査を行う。この調査により3に定める七十パーセントと異なる百分率であることが明らかになった場合には、郵便業務理事会は、二千十二年及び二千十三年の二十グラムの優先書状の料金に対する百分率を変更することについて検討する。

5　付加価値税又は他の税金については、3に規定する計算のために使用された料金から、二千十年及び二千十一年においてはその五十パーセントを控除し、二千十二年及び二千十三年においてはその百パーセントを控除する。

6　二千十年より前に目標制度に参加した国の間の郵便物の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

6.1　二千十年については、一通当たり〇・二五三ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・九八〇ＳＤＲ

6.2　二千十一年については、一通当たり〇・二六三ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・〇五九ＳＤＲ

6.3　二千十二年については、一通当たり〇・二七四ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・一四一ＳＤＲ

6.4　二千十三年については、一通当たり〇・二八五ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・二二七ＳＤＲ